

三好市ボランティア連絡協議会々則

- 第1条 この会は、三好市ボランティア連絡協議会（以下本会）という。
- 第2条 本会は、三好市内ボランティア、並びに関連ある団体相互の連絡協調と情報交換を行うと共に、三好市内におけるボランティア活動の発展を図ることを目的として次の事業を行う。
- (1) ボランティア活動相互の情報交換・連絡調整 (2) ボランティア活動の推進
(3) 研修 (4) 広報及び資料の収集 (5) 関係団体の行うボランティア事業への協力 (6) その他目的達成に必要な事業
- 第3条 本会の事務局は、社会福祉法人三好市社会福祉協議会内におく。
- 第4条 本会は、三好市内ボランティア、並びにボランティア団体等をもって組織する。
- 第5条 本会に次の役員をおく。
- (1) 会長1名 (2) 副会長3名 (3) 理事若干名 (4) 監事2名
- 2 会長および副会長は、理事の互選とする。
- 3 監事は理事以外の者から理事会で選任する。
- 第6条 本会の業務の決定は、理事会で行う。但し、日常の軽易な業務は会長が専決し、これを理事会に報告する。
- 2 理事会は会長が招集し、会議の議長となる。
- 3 理事会の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長が決する。
- 第7条 会長は、本会を代表し、業務を統轄する。副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは代行する。理事は、理事会を構成し業務の遂行にあたる。監事は、本会の事業及び会計を監査する。事務局は会長の指示を受け業務に従事する。
- 第8条 理事及び監事は、総会において承認する。
- 2 理事の選出は次の通りとする。
- (1) 各加盟団体のおす代表者
(2) 個人登録者若干名
(3) 福祉関係団体の推進者
(4) 学識経験者等
- 第9条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 補充により就任した役員は、前任者の残任期間とする。
- 第10条 本会に顧問をおくことができる。顧問は理事会において推薦する。
- 2 本会に委員会をおくことができる。委員会に関することは別に定める。

- 第11条 総会は年1回開催する。但し、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
総会は会長が招集し、会議の議長となる。
- 2 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 3 次に掲げる事項については、理事会の議決を経て総会の承認を得なければならない。
 - (1) 事業計画並びに予算に関すること。
 - (2) 事業報告並びに決算に関すること。
 - (3) 会則の変更に関すること。
 - (4) その他、本会の業務に関する重要事項。
- 第12条 本会の経理は、会費、補助金及び寄付金その他をもってあてる。
- 2 本会の会費は、年間、個人会員300円、団体一人100円とする。
- 第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

附 則

- 1 この会則は、平成19年6月28日より施行する。
- 2 この会則は、平成20年6月25日総会に於いて一部改正する。